

# 日本スポーツ協会公認スポーツドクター岡山県協議会細則

## 第一章 総 則

第1条 この細則は、日本スポーツ協会公認スポーツドクター岡山県協議会（以下「本協議会」という。）の運営管理及び業務の細部について、必要な事項を定めるものとする。

## 第二章 事務局

第2条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 1 事務局長は公益財団法人岡山県スポーツ協会（以下「県ス協」という。）事務局長とする。
- 2 職員は県ス協職員とする。

第3条 事務局は次に掲げる事項を所掌する。

- 1 本協議会の会議に関すること。
- 2 本協議会の資料作成に関すること
- 3 本協議会の庶務に関すること。
- 4 本協議会の会計に関すること。
- 5 前各号に掲げるもののほか、本協議会の運営に関し必要な事項。

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- 1 事務局の運営に関すること。
- 2 物品の購入その他本協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- 3 物品及び現金の出納に関すること。
- 4 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

第5条 本協議会の公印の種類は会長印とし、会長名をもって発する文書に用いるものとし、管理者は事務局長とする。

## 第三章 役 員

第6条 会長、副会長、理事、監事は総会において会員の中から選出し、無報酬とする。

第7条 会長は本協議会を代表し、会務を統括する。

- 1 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 2 理事は、役員会を組織して、総会で議決された業務の執行及び緊急を要する事項を審議し処理する。
- 3 監事は、会務・会計について監査し、その結果を総会で報告する。

## 第四章 総会

第8条 総会は、会員をもって構成する

第9条 総会は次の事項を審議決定する。

- 1 事業計画及び収支予算について
- 2 事業報告及び収支決算について
- 3 役員の選任について
- 4 会則の改正について
- 5 その他、本協議会の業務に関する重要事項について

第10条 総会は会長が招集し、議長は会長が行う。

第11条 総会は、全会員数の2分の1以上の出席によって成立する。出席できない会員は委任状をもって出席したものとみなす。

第12条 総会の議決事項は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

## 第五章 役員会

第13条 役員会は、会長、副会長、理事をもって構成する。

第14条 役員会は次の事項を審議決定する。

- 1 総会に付議するべき事項について
- 2 総会の議決した事項の執行に関する事項について
- 3 その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項について

第15条 役員会は会長が招集し、議長は会長が行う。

第16条 役員会の議決は、役員現在数の過半数の役員が出席し、出席役員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところとする。

## 第六章 学術研修会

第17条 会員相互の連携とスポーツドクターの資質の向上のために、原則年1回学術研修会を開催する。

## 第七章 会 計

第18条 本協議会の経理事務の責任者には、事務局長をもってあてる。

第19条 本協議会と銀行その他の金融機関の取引は、本協議会会長名義をもって行うものとする。

## 第八章 会 員

第20条 会員の種類及び資格は、次のとおりとする。

- 1 正会員（個人：公認スポーツドクター有資格者）
- 2 賛助会員（団体）

第21条 会員は、次の会費を納入しなければならない。

- 1 正会員 年会費 5,000 円
- 2 賛助会員 年会費 一口 3,000 円

第22条 会費の納入は銀行振込による方法で指定の期日までに納入しなければならない。

第23条 本協議会に入会を希望する者は、事務局へ入会申込書を提出し、10日以内に会費を支払い、事務局による入会申込受理書の送付をもって入会手続き完了とする。

第24条 本協議会を退会する者は、事務局に退会届書を提出し、事務局による退会届受理書の送付をもって退会手続き完了とする。ただし、退会届出書提出時に会費に未納がある者は、退会前に未納分の会費を全額納付しなければならない。

### 附則

- 1 本細則は令和4年3月26日より施行する。